

### (一) 前年度大會決議事項 實行に關する報告

**紡績操短抗議並に鐘紡爭議應接に關する件**  
 昭和六年六月二日開催の第一回中央委員會に於て、對策を決定、翌六月三日各委員代表者は大阪聯合會に集合、大日本紡績聯合會を訪問、嚴重なる抗議をなし、續いて鐘紡爭議團を訪問應接をなした。  
**盜犯防止令撤廢、催涙、ヒストル使用禁止運動に關する件**  
 六月二日の第一回中央委員會並に六月六日の第一回常任執行委員會に於て協議、法律部長に抗議文を起草せしめ、其の抗議文を携つて、内務大臣、警視總監、司法大臣を歴訪抗議と要求をなした。

#### 青年部設置に關する件

第一回中央委員會に於て其の對策を協議、本年度は同盟本部に青年部を設置せず、本部に於て次期大會まで其の青年部設置の可否を考究の上、次年度大會に於て決定することとし、本部に考究の結果、本部に青年部設置することの妥當を認め、本年度大會に其の設置案を提出することとした  
**運動方針書に關する件**  
 大會に於て其の字句修正を委任せられたるを以て、本部は其の字句修正を完了し、之をパンフレットとして發行せり

## 四、各部報告

### (一) 爭議部

一、爭議増減の傾向と闘争形態  
 日本に於ける勞働爭議は、左表の如く逐年増加を示して居る。

大正十一年	五八四件
同十二年	六四七件
同十三年	九三三件
同十四年	八一六件
昭和元年	二八〇件
同二年	二二〇件
同三年	一〇二件
同四年	一四九件
同五年	一八三件
同六年八月	一四八件

昭和二年の金融恐慌後爭議の性質は經濟恐慌と共に深刻化した。日本現有勞働組合の對抗力は未だ尙微力にして充分な

### (二) 人事報告

**三輪法律部長の辭任**  
 三輪法律部長は昭和五年七月、全國大衆黨の結成せらるゝ、や其の書記長となりたるを以て辭任、其の代りに細田綱吉氏を選任す。  
**稻森中央委員、高橋統制委員の辭任**  
 昭和五年十一月、稻森中央委員辭任、後任は京都聯合會に一任、同じく高橋(鶴吉)統制委員の辭任を認め、後任は統制委員長に一任  
**望月中央委員辭任の件**  
 昭和六年六月、望月中央委員が同盟本部の役員を辭任したるを以て之を承認し、後任に白鳥廣近氏を選任、

### (四) 統制委員會報告

俱樂部問題の際昭和六年八月二日開催の東京地方聯合會の臨時大會中止の通達を七月三十日藤岡統制委員長の署名を以て發した(別項日本勞働クラブの報告の項参照)當時、俱樂部問題に於ける内部的對立が激化し來り、既に統制に觸れるが如き問題が發生してゐたので、このまゝに放置されず勢の趨く所、豫期せざる結果を招くのでないかと思はれた、統制委員長の臨機緊急の處置として一應の通達を發した。  
 俱楽部問題の際昭和六年八月二日開催の東京地方聯合會の臨時大會中止の通達を七月三十日藤岡統制委員長の署名を以て發した(別項日本勞働クラブの報告の項参照)當時、俱樂部問題に於ける内部的對立が激化し來り、既に統制に觸れるが如き問題が發生してゐたので、このまゝに放置されず勢の趨く所、豫期せざる結果を招くのでないかと思はれた、統制委員長の臨機緊急の處置として一應の通達を發した。

ストライキ形態を完備し得ざる懼みあれども、彼の五年十月の東洋モス六年五月の九州高尾第一坑其他炭坑地方の爭議六年七月の住友製鋼等の爭議は代表的なものでこれらの爭議を通じ支配階級の彈壓、資本家トラストの對抗、勞働組合の頑強なる對峙共に勞働爭議の新しい形とも言ふべき性質を現出してゐる。  
 中小資本家の完全な行詰りは官廳の調停率を高め、大資本家の對抗力は愈々狂暴に反勞働組合主義の下に勞働組合の組織の紛碎を期し支配権力は彈壓の猛火を勞働組合の組織と闘争にあびせかけてゐる。  
 中小資本家の破綻と獨占資本確立の過程を急激にとりつゝ、ある現下の狀態に當面せる我が國の勞働爭議は、一時的、漸定的、姑息なる解決策が多く講ぜられ、巨大なる本質的爭議は容易に起り得ない狀態にある。地域的ゼネスト化、産業線に沿へる爭議擴大化と共に加ふるに全勞働組合の共同戦線の實現せられぬ限り勞働組合の眞の實力を勞働大衆に意識せしむることは困難であらう。  
 而して我が全國勞働が強力にストライキ闘争を遂行しつゝ、ある半面に、ゆがめられたる團體協約を中心に、極右翼の闘争回避戰術も行はれつゝある。然しながら過般の大阪府會選舉は此の二つの傾向に對する大衆の判断が下され、我が全國勞働の闘争方針は大衆の信頼を高めた。